

令和 6 年 4 月 23 日
物流・自動車局国際物流室

国際間リターナブル物流容器の利用を促進する”手引き”を改定しました！

国土交通省では、国際物流におけるリターナブル物流容器(以下「RTI」といいます。)の利用促進に向けて、実証輸送を行いました。

その結果を踏まえて、荷主企業に向けた手引き書(日本語版、英語版)を改定し、国際間での RTI の利用について、再輸出免税・再輸入免税の適用事例や課題を追記しました。

1. 追記した項目

【実証輸送の流れ】

令和 6 年 1 月 26 日から 3 月 11 日にかけて、日本(下関)→韓国(釜山)→中国(上海>太倉)→日本(下関)のルートで、RTI としてレンタルパレット(プラスチックパレット)を使用して、実証輸送を行いました。

【検証結果】

貨物と、RTI(パレット)の申告書類を分けて通関しました。日本で実施した RTI(パレット)の輸入通関は、再輸入免税が適用されました。韓国側でも RTI(パレット)の再輸出免税が適用されました。中国側は一時輸入(再輸出免税)制度を適用するための申告金額の下限条件を満たさなかったため、少額免税が適用されました。また、発着港が異なっても(着:上海港、発:太倉港)問題とはなりませんでした。

2. 事業の背景

- ① 日中韓三国は平成 18 年から日中韓物流大臣会合を開催し、「シームレスな物流システムの実現」、「環境にやさしい物流の構築」、「強靱な物流ネットワークの推進」を主要目標としています。
- ② RTI の普及促進は、物流コストの削減に寄与するほか、ワンウェイの使い捨て物流容器の廃棄を減らすことで環境負荷の低減にも貢献することが期待されます。
- ③ 令和 3 年度、国土交通省では、国際物流における RTI の普及促進に向けて、荷主企業における RTI の利活用の方法や、その取組事例を紹介するため、「国際物流におけるリターナブル物流容器(RTI)利活用の手引き」を作成しました。
- ④ 令和 4 年度は、荷主企業における RTI の活用を促すため、RTI 活用によるコスト・CO2 排出量削減効果等について検証を行い、その結果を踏まえ、手引きを改定しました。
- ⑤ 令和 5 年度は、国際間で RTI を共同利用できるスキームの構築を目的とし、RTI(パレット)の再輸出免税・再輸入免税の可能性や課題を検証するための実証調査を実施し、その結果を踏まえ、手引きを再度、改定しました。

※ 「国際物流におけるリターナブル物流容器(RTI)利活用の手引き(Ver.3)」は、以下に掲載しています。

https://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/freight/seisakutokatsu_freight_tk1_000215.html

お問い合わせ先 物流・自動車局国際物流室 今泉、内田、内堀
代表:03-5253-8111(内線 41871、41872、41882)
直通:03-5253-8800